

令和5年7月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月12日(水) 午後1時58分 開会

2. 開催場所 小郡市人権教育啓発センター大集会室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について（所有権移転）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について（利用権貸借）

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員（22名）

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏 (欠席)	4番 天本 守
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司 (欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員（2名）

6. 会議に出席した事務局職員（2名）

会長：

それでは総会に入ります。

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

一昨日開催する予定でした本総会は、大雨のため延期させていただきました。ありがとうございました。

梅雨末期ということで、まだまだ気を付けないといけません、委員の皆さんにおきましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは本日の総会は、議案5件、報告事項3件でございます。委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお、議席番号3番、22番の委員より、欠席届が出ています。

よって、令和5年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番及び5番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の田1筆、畑1筆の2筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は新規就農のため無償移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、大板井地内の田6筆です。3条による所有権移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをお願いします。

番号3は、稲吉地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人へ売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページ下段と3ページ上段をお願いします。

番号4は三沢地内の田3筆、畑2筆、大保地内の田5筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模の縮小で、譲受人は新規就農されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、大板井地内の田5筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人の持ち分の贈与で、これにより譲受人の単有物件となる
ものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機
械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いており
ます。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしており
ましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願い
いたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第
3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転の5件についま
しては、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件のご説明をいたします。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。集合住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、申請地の西側市道内に上・下水管が埋設されており、申請地の500m圏内には『富安医院』・『松崎記念病院』・『牛嶋歯科医院』の2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

上・下水道は西側の市道内の公共上・下水道管に接続し、雨水排水は西側の市道側溝へ排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

番号2は、大板井地内の田2筆です。田から畑への農地改良を行う為の一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、西鉄大保駅から概ね1キロメートル以内の区域内の農地で1km圏内の宅地化率が40%以上ですので、農地区分は第2種農地に区分されます。

耕作不便に伴い、田から畑への農地改良を行うものであり、申請地を供する必要があるため、代替地は不要となり、立地基準を満たすこととなります。

雨水排水はこれまで同様、東側の既存水路へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

21番委員。

21番委員：

番号2は転用目的に「農地改良」とありますが、工事が終わったら畑にして農地として使用されるのでしょうか。

議長：

事務局、お願いします。

事務局：

ご質問のとおり現在「田」で、今回地上げをすることによって「畑」利用をしていくという計画を立てられています。

議長：

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

ほかにないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件をご説明します。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内農地である第1種農地に区分されます。

1種農地は原則不許可ですが、周辺の状況から、集落接続となり、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

下水道は、南側市道内から。上水道は東側市道内の本管と接続します。また、雨水排水は、東側市道内側溝へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。番号2は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、10ヘクタール未満の規模の一団の区域内農地である第2種農地に区分されます。

周辺の状況から、既存集落に接続して新たに住宅を設定する集落接続となり、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

上下水道は、東側市道内の本管に接続します。また、雨水排水も、東側市道内側溝へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

番号3は、干潟地内の畑1筆です。露天資材置場として一時転用する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地に区分されます。

農振農用地は原則不許可ですが、3年以内の一時転用としての利用で、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

雨水排水は、自然流下及び南東付近の市道側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、3件に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

4番委員。

4番委員：

番号3、干潟の露天資材置場ということですが、ここに何を置くのですか。

議長：
事務局、お願いします。

事務局：
申請人の田中総業さんが今限において造成工事をされており、そこから出る残土の置場を想定されています。

議長：
よろしいでしょうか。
4番、委員。

4番委員：
高さ制限などはないのですか。山盛りでもいいという解釈でいいのですか。

議長：
事務局、お願いします。

事務局：
高さ制限については、盛土規制法という新たな規制法が出ています。そこには高さの基準が示されており、その基準を満たさないといけません。

議長：
よろしいですか。
ほかにありませんか。
ほかにないようです。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：
全員賛成でございます。
よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転7件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、議席番号19番の委員につきましては退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、7件をご説明します。

番号1は、横隈地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書6ページ下段と、7ページ上段の番号2と番号3は、所有権の移転をするもの・受ける者が同一ですので、まとめて説明します。

番号2、番号3は、古飯地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書7ページをお願いします。

番号4は、上西鯉坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書 7 ページ下段から 8 ページ上段をお願いします。
番号 5 は、横隈地内の田 6 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書 8 ページをお願いします。
番号 6 と番号 7 は、所有権の移転をするもの・受ける者が同一です
ので、まとめて説明します。
番号 6 と番号 7 は、下岩田地内の田 1 筆ずつの 2 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：

それでは、事前審査を第 2 分科会にお願いしておりましたので、第 2 分科会長よりご報告をお願いします。

第 2 分科会長：

ご報告いたします。
議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転 7 件について、第 2 分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第 2 分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。
本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。
それでは、退出した委員の入室を許可します

(入室案内)

議長：

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借1件の審査に入ります。
事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について、1件の説明をいたします。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権設定を受ける者、利用目的の説明)

農業経営基盤強化促進法による利用権設定については、例年、年に2回、利用権の受付を行っていますが、補助事業等の要件を満たすために、例外的に申請を受理いたしております。

先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について、第2分科会で慎重に審査し、承認するとの意見の一致を見ました。

なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

議長：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。
本件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。
よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の10ページをご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につ
きまして報告いたします。

番号1は、横隈地内の田3筆です。
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号2は、稲吉地内の田1筆です。
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説
明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区
域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。
その他のサービスのため、届出が提出されたものです。

番号2は、福童地内の田1筆です。
資材置場のため、届出が提出されたものです。

番号3は、福童地内の田1筆です。
資材置場のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12・13ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。
以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮(はか)りいたします。
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和5年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和5年7月12日(水) 午後2時45分閉会

小郡市農業委員会

議長

⑩

署名委員 4番

⑩

署名委員 5番

⑩